平成２８年（フ）第７４１号
さいたま市浦和区領家４丁目16番12号　メゾン小林203
債務者　坂井　幸恵
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目19番13―201号　パールハイム若葉
債務者　青木ちあき
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８３号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1131番地
債務者　芹澤　　岬
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７８４号
名古屋市中川区松葉町２丁目16番地　モナミマンション502号
債務者　岡上　美幸
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
京都府京丹後市弥栄町和田野618番地、前住所京都府与謝郡伊根町字本坂156番地の３　本坂団地８号
債務者　門脇　隆司
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２６号
京都府京丹後市峰山町長岡542番地の11
債務者　越智由香梨
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第７号
兵庫県丹波市柏原町柏原2022番地４、前住所大阪府堺市中区大野芝町244番地12
債務者　片山　典明
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
新潟県上越市五智６丁目６番11号　上越五智養護老人ホーム
債務者　田辺　清市
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１５４号
愛知県一宮市浅井町大日比野字蛹野2111番地２
債務者　二村　　俊
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２０号
香川県木田郡三木町大字田中3454番地２
債務者　多田　亜紀（旧姓鍋嶋）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１号
長崎県大村市池田新町838番地７　モナリエ池田新町102号室、旧住所長崎県大村市池田２丁目360番地４　エクリュＭＩＹＵＫＩ・Ｆ号棟
債務者　毛越　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
千葉県野田市木間ケ瀬8317番地
債務者　細谷　　愛
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５７号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目１番28―604号
債務者　木村　　弘（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６９号
千葉県松戸市大橋416番地の１
債務者　本宮真由美（旧姓菊池・佐藤）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０５号
千葉県松戸市稔台２丁目26番地の１　竹生荘205号
債務者　安細　信男
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０９号
千葉県野田市野田1225番地の57　コーポビクトリー201
債務者　永富　義明
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１９号
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目14番地の27
債務者　吉村　邦子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部